

令和7年度第2回埼玉県少子化対策協議会 次第

日時：令和7年10月22日（水）

14：00～15：30

方法：Teams

1 開会

2 挨拶

議長（埼玉県福祉部こども政策局長）

3 議題等

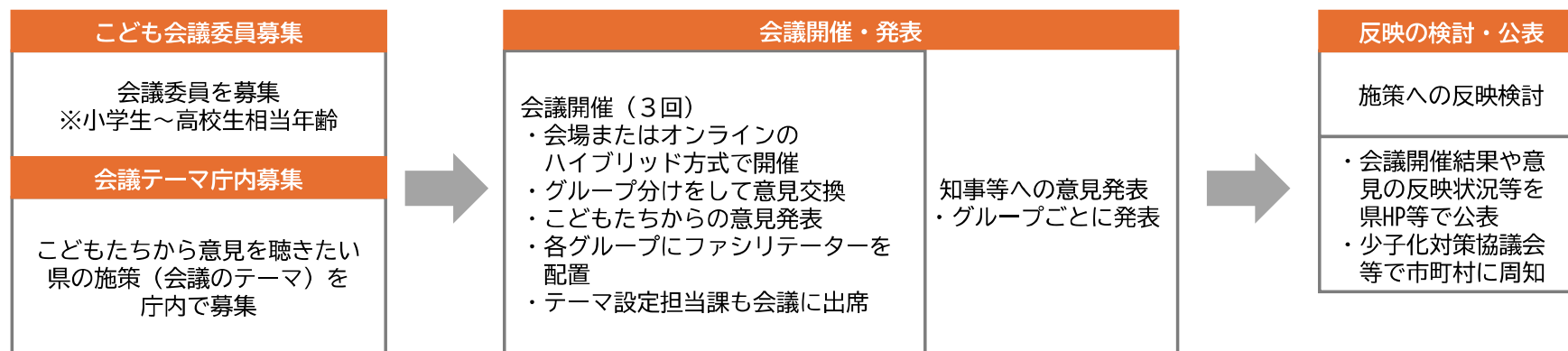
- （1）「埼玉県こども会議」について
- （2）「埼玉県こども意見箱」について
- （3）子育て支援パスポート事業について
- （4）放課後児童対策について
- （5）保育人材確保事業について
- （6）埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例改正
- （7）子ども・子育て支援事業計画の変更等について
- （8）その他

4 閉会

概要

- ・「こども基本法」や「こども大綱」により求められている、「こども等の意見反映」のため小学生～高校生相当年齢が県政に対して意見を述べる会議を新たに設置
- ・こどもたちから意見を聴きたい県の施策を庁内で募集し、会議委員のこどもたちから意見を発表
- ・こどもたちからの意見を施策づくりに生かすとともに、反映状況等を県ホームページ等で公表

(事業イメージ)



令和7年度スケジュール

5月中旬	こども会議委員募集開始 こども会議テーマ庁内照会
5月下旬	企画・提案審査 委託業者決定
6月上旬	こども会議テーマ決定
6月下旬	こども会議委員決定
7月31日(木)	第1回こども会議
9月6日(土)	第2回こども会議
27日(土)	
12月6日(土)	第3回こども会議
13日(土)	
12月26日(金)	知事等へ意見発表

※ 会議は委員が参加しやすいように
土曜日の午後または長期休暇に開催



「埼玉県こども会議」委員募集チラシ

会議委員

- ・埼玉県内に在住または在学し、応募時点において小学生から高校生相当年齢に該当する者
- ・令和7年5月20日(火)から6月20日(金)まで県ホームページで募集し、170名の応募があった
- ・抽選を実施し28名に委員に就任いただいた。
- ・記者発表、学校への募集チラシデータの送付、県公式SNS等で募集の周知
- ・委員の任期 令和8年3月31日まで

会議テーマ

- ・委員の年代ごとに4つにグループ分けを行い、各グループに庁内で募集したテーマについて意見交換をする

委員の年代	テーマ
小学低学年	埼玉県の子ども向けの広報について
小学高学年	学校部活動の地域クラブ活動への移行について
中学生	埼玉県の子ども向けの広報について
高校生	ペットの終生飼養について～家族として最後まで一緒に過ごすには～

その他

- ・場の雰囲気づくり、様々な個性を持つこどもたちの意見を引き出すために、こどもの意見聴取に実績のあるファシリテーターを配置した
- ・ハイブリッド方式での開催により、会場に來れない委員なども参加しやすい
- ・テーマを提出した課も会議に同席し、会議で出た様々な意見を反映できないか検討していく

[illegible]

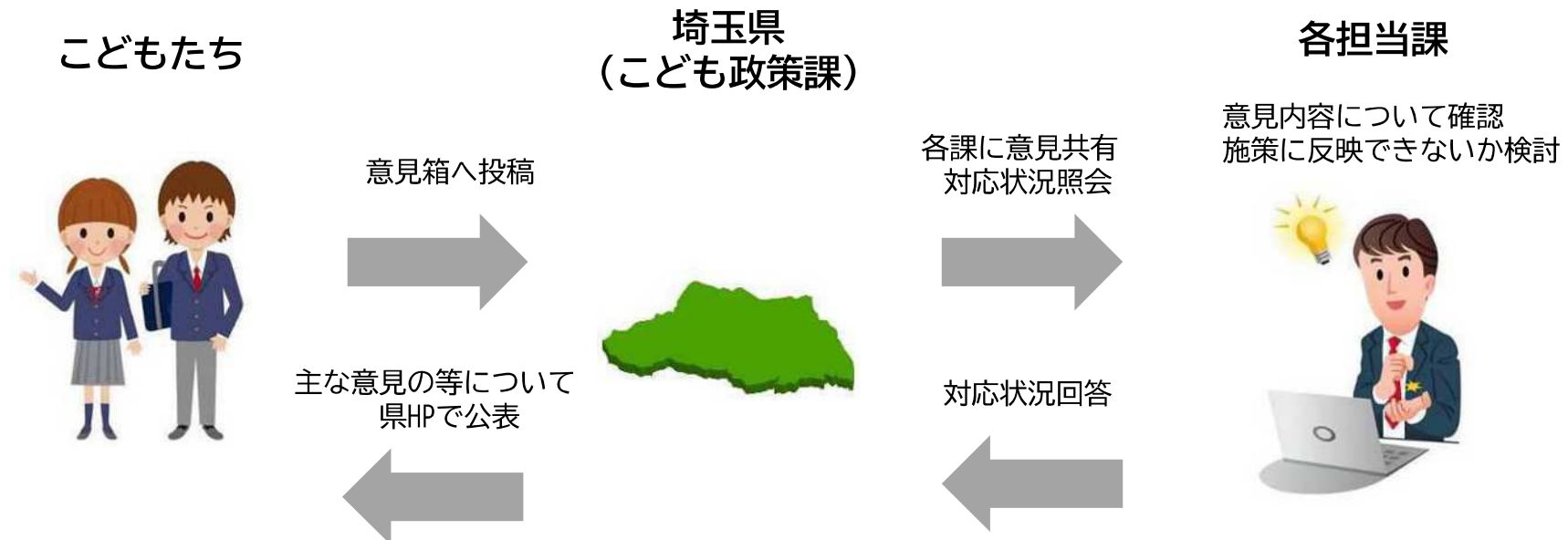
[illegible]

埼玉県こども意見箱

資料 2

概要

- ・「こども基本法」や「こども大綱」により求められている、「こども等の意見反映」のため、こどもの意見を聴取して、県のこども施策等に反映させるため、「埼玉県こども意見箱」を令和7年7月4日に開設
- ・電子申請・届出サービスを用いて施策の当事者であるこどもたちが「いつでも」、「どこからでも」、「自由に」意見を投稿できる仕組み。
- ・投稿された意見を各担当課で施策に反映できないか検討。
- ・一定の時期ごとに主な意見等について県HPで公表する。



主な意見の内容

- ・学校の体育館、特別教室に空調を設置して欲しい
- ・ボール遊びができる公園などの遊び場を整備して欲しい
- ・道路（主に通学路など）を安全に整備して欲しい

など

その他

- ・7月4日から9月30日までの間で297件の意見投稿
- ・こどもからの意見の内容が市町村の業務に関わるものである場合、県の担当課から共有させていただく場合がございます。



「埼玉県こども意見箱」チラシ



電子申請・届出サービス

「埼玉県こども意見箱」意見投稿ページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kodomoikembako/top.html>

子育て支援パスポート事業について①

資料3

パパ・ママ応援ショップ事業

「パパ・ママ応援ショップ」とは、18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのこどもまたは妊娠中のかたがいる家庭に配布している「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店で提示すると、割引などのサービスが受けられる子育て家庭への優待制度。

協賛店舗の例：飲食店、薬局、コンビニエンスストア、塾 等



協賛店等の状況

協賛店舗数等

22,129
(令和7年8月末)

協賛の理由

子育て世帯の集客

60.9%

子育ての応援

55.9%

協賛の効果

お客様から好評の声

46.4%

イメージアップ

25.8%

出典：令和5年度パパ・ママ応援ショップ協賛店に対する調査

市町村の方をお願いしたいこと

- ・ パパ・ママ応援ショップ事業の広報等、協賛店舗開拓に御協力いただきたい。

子育て支援パスポート事業について②

赤ちゃんの駅

「赤ちゃんの駅」とは、誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称。県では、多様な事業者等の協力の下、広く県内に「赤ちゃんの駅」の登録を進め、乳幼児を持つ子育て家族が安心して外出できる環境づくりを進めている。

対象施設

埼玉県内に存するスーパーマーケット、デパートや病院など、不特定多数の人が利用できる施設

登録条件

以下のいずれか一つ、または両方ができる場所を有する施設であり、希望する子育て家族が無料で利用が可能であること。

- ・おむつ替え（ベビーベッド等、おむつ替えができる設備を有していること）
- ・授乳（カーテンやついたてなどで仕切られ、プライバシーの確保に配慮がなされていること）



市町村の方をお願いしたいこと

- ・ 庁内に赤ちゃんの駅に登録可能な施設がある場合には、登録手続きをお願いしたい。
- ・ 搾乳ができる場所の入り口に搾乳が可能である旨の表示をお願いしたい。

令和 7 年 7 月 29 日

こども家庭庁成育局成育環境課

令和 7 年度 放課後児童クラブの実施状況（速報値）

1. 放課後児童クラブの概要

- 児童福祉法に規定する「放課後児童健全育成事業」として、平成 10 年度に創設。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生（1～6 年生）に、授業の終了後に学校や児童館等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
- 年度後半にかけて登録児童数、待機児童数共に減少する傾向にある。

2. 放課後児童健全育成事業の実施状況調査の概要

- 速報値調査は、令和 5 年度から実施。
- 内容
対象：放課後児童クラブを実施している自治体 1,633 市区町村
調査時点：令和 7 年 5 月 1 日
- 今後、詳細を調査した上での確報値ならびに、本年 10 月 1 日時点の速報値を収集し、本年 12 月下旬を目途に公表する予定。

2. 調査結果（速報値）

本調査は、速報値のため、今後自治体による修正等により、若干の数字の変動が発生することにご留意いただきたい。

- 登録児童数：1,568,588 人（前年比 48,636 人増）
- 支援の単位数〈注 1〉
：39,148 支援の単位（前年比 1,026 支援の単位増）
- 利用できなかった児童数（待機児童数）〈注 2〉
：17,013 人（前年比 673 人減）

各都道府県別の状況

	都道府県名	登録児童数		待機児童数	
		令和7年度	昨年度比	令和7年度	昨年度比
1	北海道	64,064	1,796	231	63
2	青森県	17,472	-10	0	0
3	岩手県	16,461	79	189	52
4	宮城県	34,474	1,091	327	12
5	秋田県	11,768	-283	69	37
6	山形県	17,333	202	77	-20
7	福島県	28,072	524	362	-167
8	茨城県	48,210	826	112	-102
9	栃木県	31,183	872	123	47
10	群馬県	29,125	383	13	-8
11	埼玉県	85,937	3,150	1,682	-450
12	千葉県	77,583	3,683	1,129	-52
13	東京都	147,258	9,576	3,375	-356
14	神奈川県	102,003	-114	1,097	286
15	新潟県	31,817	917	50	44
16	富山県	14,282	434	112	10
17	石川県	16,978	282	22	-2
18	福井県	11,842	504	0	0
19	山梨県	12,271	213	20	3
20	長野県	32,932	1,392	33	27
21	岐阜県	19,698	642	142	-9
22	静岡県	38,189	1,048	485	-63
23	愛知県	69,680	2,606	786	116
24	三重県	21,127	965	73	19
25	滋賀県	22,715	1,049	84	-40
26	京都府	34,085	1,095	118	-6
27	大阪府	78,955	2,695	558	-63
28	兵庫県	63,660	1,527	1,447	296
29	奈良県	19,032	544	71	13
30	和歌山県	10,504	553	62	13
31	鳥取県	9,002	208	51	9
32	島根県	10,040	14	75	-65
33	岡山県	27,305	889	394	64
34	広島県	37,967	1,803	184	-16
35	山口県	17,289	435	294	-326
36	徳島県	8,268	-65	66	2
37	香川県	13,890	502	159	-31
38	愛媛県	16,143	295	412	93
39	高知県	7,571	-4	225	-15
40	福岡県	71,373	2,220	439	-34
41	佐賀県	12,710	309	229	77
42	長崎県	20,519	437	48	-37
43	熊本県	22,758	815	114	-42
44	大分県	15,771	174	64	-13
45	宮崎県	14,585	709	400	11
46	鹿児島県	27,425	962	123	-20
47	沖縄県	27,262	692	887	-30
合計		1,568,588	48,636	17,013	-673

〈注 1〉 放課後児童クラブでの活動は、児童を集団に分けて行っており、「支援の単位」とは、その活動する集団の数を示しているものである。

〈注 2〉 調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが利用（登録）できなかった児童の数。

参考：昨年度の調査結果

○ 令和 6 年 5 月 1 日時点（確報値）

登録児童数：1,519,952 人

支援の単位数：38,122 支援の単位

待機児童数：17,686 人

○ 令和 6 年 10 月 1 日時点（速報値）

登録児童数：1,471,315 人

支援の単位数：38,071 支援の単位

待機児童数：8,794 人

【照会先】

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係

- ▶ 放課後児童クラブの待機児童数は年度当初（５月１日）と長期休業明け（１０月１日）では **大幅減**



長期休業中の預かり場所を増やすこと が待機児童解消に向け不可欠



県内市町村で実施している取組の **見学会の実施**（令和７年度・初実施）

長期休業（夏季休業）限定の放課後児童対策取組見学会（概要）

	所沢市	鴻巣市
実施内容	放課後居場所緊急対策事業	長期休暇支援加算・夏季休業中の分室
開催日	令和７年８月１８日（月）	令和７年８月２５日（月）
開催場所	なかよしこども園	鴻巣市中央公民館
参加者数	５市町（７名）	８市町（１２名）＋こども家庭庁（１名）
実施内容	① 事業説明（市町村担当者・受託者） ② 現地視察 ③ 意見交換会	

保育士の確保・定着と保育の質の向上に向けた総合的取組の推進

【予算額】44, 294, 437千円

一部新規

担当 こども支援課 保育・人材確保担当
内線 3 3 3 3

目 的

市町村と連携し、保育士の確保・定着を進めるとともに、保育の質の向上を推進する。

事業概要

1 保育士の確保・定着と保育の質の向上に向けた総合的取組の推進 44, 294, 437千円

(1) 保育士の復帰・復職のサポート (新 規) 45, 816千円

- ・未就学児を持つ保育士が育休等から復帰する又は新たに就職する場合に、当該保育士が支払う保育料の半額(上限27,000円)の貸付期間の拡大(1年間→保育料の無償化の対象となるまで)

(2) 保育士確保の推進 (拡 充) 143, 010千円

- ・「保育士・保育園支援センター」の運営、保育士向け就職フェアの開催
- ・新卒保育士及び潜在保育士への就職準備金の貸付

新規・拡充内容

➤ 新卒保育士への就職準備金【拡充】

- ・30万円貸付(3年で返還免除)の新たなメニューを創設
- ・県外からの転居を伴う就職者に対しては10万円を加算

(3) 保育士の奨学金返済支援 24, 676千円

- ・県内保育所等で新たに勤務する保育士に対して、奨学金返済の支援を行う市町村への補助〔支援額〕年額18万円(上限。県負担割合1/2)〔支援期間〕最長5年間

(4) 保育士の宿舍借上費用への助成 133, 321千円

- ・国の「保育士宿舍借り上げ支援事業」を実施する市町村と保育所等への上乗せ補助による住居費負担の軽減

(5) 保育士等への研修と保育補助者等の配置支援 1, 105, 616千円

- ・「保育士等キャリアアップ研修」や「子育て支援員研修」などの研修会の開催
- ・保育士の業務負担軽減のための保育補助者等の配置に係る経費の助成

(6) 保育所等の運営費の改善 (拡 充) 42, 841, 998千円

- ・令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善(保育士等の人件費増額分+10.7%)を負担金に反映



新卒保育士への就職準備金【拡充】

新卒保育士を採用する県内私立保育所等に対して、埼玉県社会福祉協議会が就職準備金20万円又は**30万円**を貸し付ける。また、県外在住者が就職に伴い県内に転居する場合は、**転居加算として10万円を加算**する。所定の期間勤務した場合、返還免除。

R7から 拡充

[illegible]

【施策効果】

- ・採用者全体の２年以内退職率 **36.6%**
- ・新卒保育士就職準備金利用者の返還率（２年以内退職率） **15.3%**
→ **保育士の早期離職防止に効果**

- 【施策効果】
- ・採用者全体の２年以内退職率 **36.6%**
 - ・新卒保育士就職準備金利用者の返還率（２年以内退職率） **15.3%**
→ **保育士の早期離職防止に効果**

市町村において事業化いただくことで、事業者は負担なしで本制度の活用が可能となります。

予算化に向けたご検討をお願いします

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正（案）

こども支援課

改正の経緯

「認定こども園法」、「学校教育法」など

- 令和 7 年 4 月、児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、**保育所や認定こども園等の職員による虐待通告義務等が規定された。**（R7.10.1施行）
- 今回の改正に併せ、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（以下、「国基準」という。）が改正された。（R7.10.1施行）
- 国基準に**「虐待等の禁止」に係る規定が追加される**ことに伴い、県の「埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例」を改正する必要があるため、所要の改正を行うもの。

※なお、国基準はR7.10.1施行だが、条例附則に「3 ～(略)～ 基準省令等の規定に従い、条例で定めることとされた基準であって、この条例に定めのないものが生じたときは、この条例に所要の改正が行われるまでの間は、基準省令等に規定する基準の例による。」とあるため、基準省令等の施行日に条例改正が間に合わなくとも、改正後基準は担保される。

改正案の内容

以下の条文を追加する。

（虐待等の禁止）

第七条 幼保連携型認定こども園の虐待等の禁止に係る基準は、省令第三条の二に規定する基準の例によることとする。

※第七条が追加されることに伴い、改正前条例の第七条から第十五条が条ずれする。

施行日

公布日から施行する。

乳児等通園支援事業

- こども家庭庁成育局保育政策課 令和 7 年 9 月 16 日付け事務連絡
乳児等通園支援事業の創設及び乳児等のための支援給付の創設に伴い、
基本指針が改正となる。
そのため、こども誰でも通園制度に係る市町村子ども・子育て支援事業計画を
変更するよう示されている。（代用計画でも可能）
- 市町村子ども・子育て支援事業計画を変更または代用計画を策定する場合
子ども・子育て支援法第 6 1 条第 9 項に基づき、県に協議が必要となる。
手続き方法は「埼玉県子ども・子育て支援法に基づく利用定員届出等事務
処理要綱」のとおり。（要綱上、計画の変更又は代用計画を策定する 2 か月前
までに、県に協議が必要。）

※ 補足

策定した市町村子ども・子育て支援事業計画又は代用計画については、
令和 8 年 3 月頃にこども家庭庁が調査依頼予定。

子ども・子育て支援事業計画の変更等について

こども家庭庁成育局保育政策課 令和7年9月16日付け事務連絡（抜粋）

1 基本指針の改正内容について

乳児等のための支援給付の創設に伴い、基本指針について次の改正を行い、令和8年4月1日から適用することとしている。

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画関係

- ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。
- ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

子ども・子育て支援事業計画の変更等について

こども家庭庁成育局保育政策課 令和6年12月27日事務連絡

こども家庭庁成育局保育政策課 令和7年10月3日事務連絡

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

(別添)

令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

担当官連絡先			
担当官氏名		担当官氏名	
市町村		電話番号	
所属(課・室)		Eメールアドレス	

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
乳児保育施設	0歳児		0.		0.		0.		0.		0.
	1歳児		0.		0.		0.		0.		0.
	2歳児		0.		0.		0.		0.		0.
	合 計		0.		0.		0.		0.		0.
対象児数	0歳児		0.		0.		0.		0.		0.
	1歳児		0.		0.		0.		0.		0.
	2歳児		0.		0.		0.		0.		0.
	合 計		0.		0.		0.		0.		0.
利用	0歳児		0.		0.		0.		0.		0.
	1歳児		0.		0.		0.		0.		0.
	2歳児		0.		0.		0.		0.		0.
	合 計		0.		0.		0.		0.		0.
一利用一席一席	0歳児		0.		0.		0.		0.		0.
	1歳児		0.		0.		0.		0.		0.
	2歳児		0.		0.		0.		0.		0.
	合 計		0.		0.		0.		0.		0.
必要受入時間	0歳児		0.		0.		0.		0.		0.
	1歳児		0.		0.		0.		0.		0.
	2歳児		0.		0.		0.		0.		0.
	合 計		0.		0.		0.		0.		0.
一必要整備定員一席	0歳児	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.
	1歳児	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.
	2歳児	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.
	合 計	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.

(別添1) 参考様式

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村(特別区)名

(乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について)

記載事項

- (記載例)
- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。
 - 幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

※本参考様式は、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の「量の見込み」及び「確保方策」代用計画について(依頼)」(令和6年12月27日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡)の別添でお示しした。量の見込み及び確保方策に関する代用計画の様式と統合して活用いただくことも可能です。

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 16 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{市区町村} \end{array} \right)$ こども誰でも通園制度主管部局（課）御中

こども家庭庁成育局保育政策課

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について

日頃より子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

「こども誰でも通園制度」については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）により、令和 7 年 4 月から児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）において乳児等通園支援事業（同法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）が創設されたほか、改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「新子子法」という。）において、乳児等のための支援給付を創設することとされております。このため、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、乳児等のための支援給付の創設に向けて必要な体制等の整備を進めていただいているところです。

今般、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号。以下「基本指針」という。）及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 2）」（令和 6 年 10 月 10 日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡別添。以下「量の見込み手引」という。）について、別添 1 及び 2 のとおり改正案をお示ししますので、都道府県及び市町村におかれては、下記についてご対応をお願いいたします。

なお、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）による満三歳以上限定小規模保育事業（同法による改正後の児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業をいう。）の創設に伴う基本指針及び量の見込み手引の改正内容及び留意事項等については別途お示しすることとしております。

記

第 1 こども誰でも通園制度に係る市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定

1 基本指針の改正内容について

乳児等のための支援給付の創設に伴い、基本指針について次の改正を行い、令和8年4月1日から適用することとしている。

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画関係

- ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。
- ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

(2) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画関係

- ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を追加すること。
- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画と同様に、基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

2 基本指針の改正を踏まえた市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の変更について

1 のとおり、乳児等のための支援給付の創設に伴い、市町村子ども・子育て支援事業計画と都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の双方に基本的記載事項（必須記載事項）として新たに位置付けられるものがあることから、市町村及び都道府県においては、次の点に留意した上で、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を変更いただくようお願いする。

市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を変更し、必要な事項を盛り込むことが困難な場合においては、今年度から子ども誰でも通園制度を実施している自治体における対応と同様に、代替措置として市町村及び都道府県が策定する計画（以下「代用計画」という。）によることを可能とする。その際、市町村が、市町村子ども・子育て支援事業計画において乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を代用計画により定める場合には、様式（別添4の別添）により、定めていただくようお願いする。なお、代用計画による場合にも、地方版子ども・子育て会議等の意見をあらかじめ聴取していただくようお願いする。

なお、策定した市町村子ども・子育て支援事業計画又は代用計画については、令和8年3月頃に調査を依頼し、取りまとめる予定である。

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画関係

ア 乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期（必須記載事項）

（乳児等通園支援の量の見込み）

- ・ 乳児等通園支援の量の見込みは、量の見込み手引に基づき定めること。（別添2

の P18 参照)

- ・ 乳児等通園支援の量の見込みは、新子法により、対象となる全ての小学校就学前子どもに乳児等通園支援を利用する権利が発生していることを踏まえ、全ての利用希望者が乳児等通園支援を利用できるようなものとする。例えば、待機児童が発生しているため乳児等通園支援の量の見込みを零とするような見込み方はできないこと。
- ・ 令和 8 年度以降の利用可能時間については、国において実施している「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」において議論の上、内閣府令において規定することとなる。乳児等通園支援の量の見込みに当たっては、暫定的に令和 7 年度の利用可能時間である 10 時間を前提にすること。
- ・ なお、令和 8 年度及び令和 9 年度については、内閣府令において経過措置を設けることとしている。10 時間での提供が困難な自治体においては、暫定的に利用可能時間を 3 時間～9 時間の範囲内で設定の上、乳児等通園支援の量の見込みを行うこと。その際、令和 10 年度以降を見据え、令和 8 年度及び令和 9 年度において段階的に利用可能時間を引き上げる等の工夫をして差し支えない。なお、市町村による当該経過措置の適用状況については、国において取りまとめて公表することを予定していること。
- ・ 乳児等通園支援については、市町村の区域を超えた利用が可能な仕組みであることから、市町村の区域に居住する者による他の市町村の区域に所在する乳児等通園支援事業所(乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の利用や、他の市町村の区域に居住する者による利用が見込まれる場合には、乳児等通園支援の量を見込むに当たり、これらの利用を勘案することが考えられること。

(確保方策・実施時期)

- ・ 見込んだ乳児等通園支援の量に対応する提供体制を確保できるよう、必要な確保方策を定めること。
- ・ 確保方策については、地域の実情に応じて検討が必要であり、乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援事業を行う者をいう。以下同じ。)になり得る者に対し、乳児等通園支援事業に関する認可の申請に係る働きかけを行うとともに、一般型乳児等通園支援事業については、保育所、認定こども園、地域型保育事業のみでなく、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所や児童発達支援センターなどの多様な主体に対して働きかけを行うことが考えられること。特に、待機児童が存在する市町村においては、多様な主体への働きかけが重要であること。
- ・ 幼稚園は、満 3 歳以上の児童の教育・保育への接続を踏まえると、有力な受入れ先であるため、積極的に乳児等通園支援事業の実施を呼びかけること。
- ・ 子どものための教育・保育給付に係る利用定員が充足していない施設又は事業所に対しては、余裕活用型乳児等通園支援事業の実施を積極的に呼びかけること。
- ・ 見込んだ乳児等通園支援の量に対し、十分な提供体制の確保が見込めない場合は、公立の施設又は事業所における乳児等通園支援事業の実施を積極的に検討す

ること。

- ・ 上記の取組を実施してもなお、市町村の区域に所在する施設又は事業所だけでは必要な提供体制の確保が困難な場合は、近隣の市町村と合同で乳児等通園支援事業所を確保し、乳児等通園支援を提供することも考えられること。この場合、あらかじめ、近隣の市町村と協議を行い、確保方策に記載すること。
- ・ また、他の市町村の区域に居住する者による利用が見込まれる場合には、当該利用を勘案して確保方策を定めること。この場合において、市町村は、当該市町村に居住する者が適切に乳児等通園支援を利用することができるよう、優先予約枠の設定（市町村の区域に居住する者が、他の市町村の区域に居住する者よりも先行して予約することを可能とする措置をいう。）等の対応について事業者に対して求めることが考えられる。この優先予約枠の設定については、総合支援システムにおける対応も今後検討予定であること。ただし、市町村には、他の市町村の区域に居住する者の利用を認めない等の権限はないことに留意すること。

イ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項（必須記載事項）

- ・ 乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、市町村における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。

(2) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画関係

ア 特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項（必須記載事項）

- ・ 都道府県においては、既に記載されている特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項に加え、特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を検討し、必要な記載を盛り込むこと。
- ・ 一般型乳児等通園支援事業における保育士以外の従事者については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者とされていることを踏まえ、研修の実施に関する事項についても記載するよう努めること。なお、乳児等通園支援事業に係る研修については、現在、国において開発中であること。

イ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項（必須記載事項）

- ・ 乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、都道府県における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。

第2 教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続について

乳児等通園支援事業は、満3歳以上の児童を対象としていないことから、幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働きかけることや、満3歳児クラスが無い地域においては、その設置を働きかけること等により教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めること。

第3 今後のスケジュール

乳児等のための支援給付の創設に向けて市町村及び都道府県において取り組んでいたきたい事項について、次のとおり大まかにお示しするので、参考とすること。

- (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の変更（対象：全市町村・全都道府県）
 - ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく体制の整備等を計画的に進めるため、年内に変更を行うことができるよう努めること。
 - ・ 基本指針の改正は本年9月下旬の告示を予定しているため、市町村及び都道府県は、本年10、11月中に地方版子ども・子育て会議等の意見聴取等の手続を含め対応し、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を変更することができるよう準備を進めること。
- (2) 認可基準条例の制定（対象：全市町村）
 - ・ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に基づき、認可基準条例を遅くとも本年12月の議会において制定すること。
 - ・ なお、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を改正する場合には、本年9月中に案をお示しし、遅くとも本年11月上旬には公布予定であること。
- (3) 経過措置条例（利用可能時間）（対象：経過措置を利用する市町村）
 - ・ 利用可能時間について、内閣府令で定める経過措置を利用する市町村にあつては、令和8年度及び令和9年度における利用可能時間を条例で定めることとすることを予定している。
 - ・ この前提となる内閣府令については本年9月中に案をお示しし、遅くとも本年11月上旬には公布予定であること。
- (4) 運営基準条例の制定（対象：全市町村）
 - ・ 運営基準条例については、改正法の施行に向けた準備行為として確認（新子子法第54条の2第1項の確認をいう。以下同じ。）を行うことを踏まえると、本年12月の議会での制定が必須であること。
 - ・ 運営基準条例の基礎となる、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準については本年9月中に案をお示しし、遅くとも本年11月上旬には公布予定であること。
- (5) 各種規則の制定（対象：全市町村）
 - ・ 行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく審査基準等の各種規則については、令和8年1月から3月までの期間に改正法の施行に向けた準備行為として、確認、乳児等支援給付認定（新子子法第30条の15第1項の認定をいう。以下同じ。）

等を行うことを前提に、年内に準備を進めること。

(6) 実務の検討等（対象：全市町村）

- ・ 令和8年1月から3月までの期間に、令和8年度に向けて認可、確認、乳児等支援給付認定等を行うことを前提に、実務面の検討を進めること。
- ・ 合わせて、管内の事業者への説明会の実施や、対象となる家庭への周知・広報、こども誰でも通園制度総合支援システムの利用申請、給付化に当たっての予算措置についても検討を進めること。
- ・ その参考として、参考実務フロー及び参考様式を本年9月以降順次お示しする予定であること。

第4 都道府県における市町村の進捗管理

都道府県は、別途依頼する「こども誰でも通園制度市町村準備状況確認票」において、管内市町村の準備の状況を管理するとともに、こども家庭庁に対し、毎月月末時点の管内市町村の準備状況について報告すること。その上で、こども家庭庁から、全市町村の準備の状況を定期的に共有することを予定していること。

- 別添1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（案）
- 別添2 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 3）（案）
- 別添3 本格実施に向けたスケジュール案
- 別添4 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の「量の見込み」及び「確保方策」代用計画について（依頼）

問合せ先

こども家庭庁成育局保育政策課
企画法令第一係・地域支援係

E-mail : hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp